

# 令和8年度 武豊小学校いじめ防止の基本方針について

武豊町立武豊小学校

## 1. いじめ防止についての基本的な考え方

### (1) 基本理念

#### いじめ防止の基本理念

「いじめ」は、児童に対して、他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為で、その行為により、児童が心身の苦痛を感じるものである。

(いじめ防止対策推進法より概要)

本校では、この定義を踏まえ、いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるにとらえ、どの児童も健やかに成長できるいじめのない学校を目指し、対策を講じていきます。

### (2) 方 針

- ① 「いじめはゆるされない・ゆるさない」…基本理念の周知徹底を図る。
- ② 「いじめを見逃さない」…いじめの早期発見と迅速な対応を図る。重大事態には関係機関と連携して対処する。
- ③ 「誰もがかけがえのない命！ 命を大切にする」…道徳教育・人権教育・いのちの教育を推進し、他を思いやる児童の育成を目指す。
- ④ 「子どもの幸せを願い、よりよい取組にする」…本校の取組は地域・保護者とも連携し、推進していく。

## 2. いじめの防止等の対策のための組織

児童一人一人の健やかな成長を図る「子ども支援会議」に「いじめ防止等対策委員会」の機能を置く。

子ども支援会議では、いじめ防止をはじめ、不登校・虐待対応、発達障害等の特別支援や就学相談に関わること等の充実を図る。

子ども支援会議の中に、下の①～③を位置付ける。④は、いじめ防止のための取組である。

- ① 全 体 会 : ○全職員で構成する。  
○定期的(2ヶ月に1回程度)に行う。  
○全体で状況や対応について共通理解を図る。
- ② 推進委員会 : ○校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主任、保健主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーターで構成する。  
○定期的(月に1回程度)に行う。  
○共通理解を図り、状況によって課題を協議し、予防的措置や実態把握も含め対策等を検討する。
- ③ 支援チーム : ○生徒指導主任をリーダーとし、事例ごとに編成する。関係す

る担当者（担任・学年主任等）がメンバーとなる。

○必要に応じて随時編成する。

○予防的な対応も含め個々の事案について、児童への指導や保護者への連絡など具体的な対応を行う。

④ 緊急対策会議：○校長をリーダーとし、教頭・教務主任・校務主任・支援チーム・関係機関で編成する。

○①②の定例の会、③の随時の対応を行う中で重大事態が疑われる場合を開く。

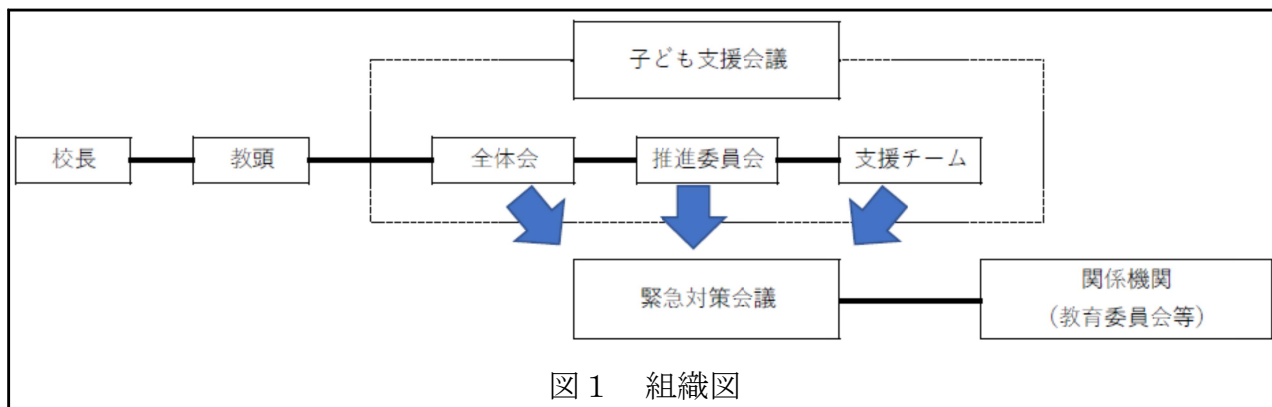


図1 組織図

### 3. いじめ防止等に関する具体的な取組（「6. その他 年間計画表」も参照）

#### (1) いじめの未然防止の取組

○人権教育や道徳教育を通して、他を思いやる心を育てる。

○武豊町「いのちの教育」を推進し、自他を大切にできる実践力を養う。

○授業に限らず、日常の指導全般を通して、児童一人一人の自己肯定感を高めるとともに、QUテスト等の調査を活用し、学級・学年での居場所や絆づくりを図る。

○保護者も含めた情報モラルに関わる啓発の機会を設ける。

○養護教諭・通級担当教諭・スクールカウンセラー等、さまざまな相談先を児童に周知する。また、「24時間子どもSOSダイヤル」等の相談窓口についても、定期的に周知する。

#### (2) いじめの早期発見の取組

○小さなサインを見逃さず、迅速に対応する。

○常に情報をキャッチできる信頼関係を築けるよう努める。

○定期的にアンケートを行い、実態の把握に努める。

※アンケート及び教育相談は、以下のような期間で実施する。

1 学期… 5月下旬～6月上旬

2 学期… 10月中旬～11月下旬

3 学期… アンケートを実施し、問題がある場合に教育相談を実施

○保護者との連携に努める。

・学校で起きたこと（怪我・病気・問題等）の密な保護者への連絡に努める。

- ・子どもが行ったよいことは、積極的に保護者に伝えるよう努める。
- ・日常の信頼関係を築き、いち早く情報を得て、保護者と協力して対応できるよう努める。

○教師間の連携に努める。

- ・いじめの情報を得た場合、担任だけで抱えこまず、学年主任を中心として対応する。また、情報は支援チームに伝え、組織的に対応していく。

### (3) いじめに対する措置

○校内体制・保護者・関係機関の連携を充実させ、事案に合わせた組織を編成して対応する。

○被害児童を守り通すという姿勢で対応する。

○加害児童には、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導・支援を行う。

○重大事態（児童の生命や財産が脅かされる・ネットによるいじめ等）が生じたときは、直ちに教育委員会に報告し半田警察等とも連携を図る。

## 4. 重大事態への対応

### 「重大事態」とは

ア. いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

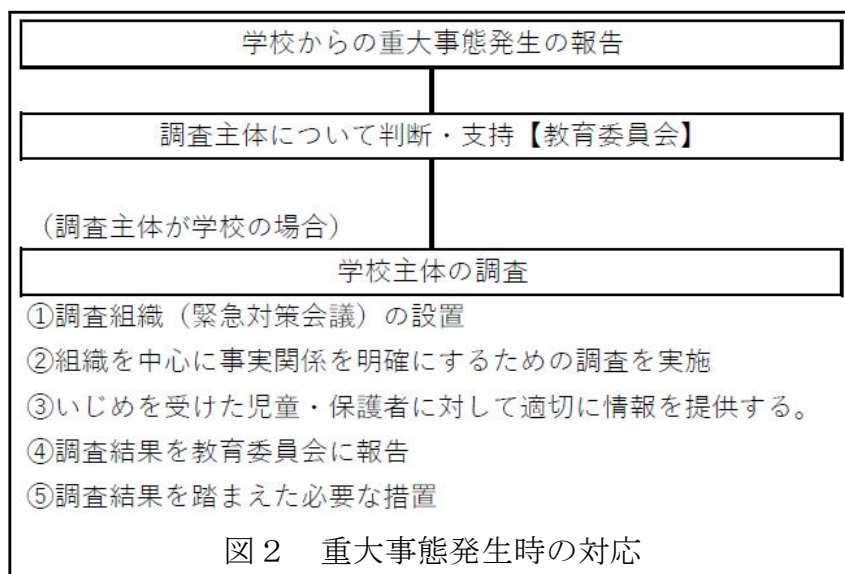
イ. いじめにより当該学校に在籍する児童等が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(武豊町いじめ防止基本方針より)

○重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「図2 重大事態発生時の対応」に基づいて対応する。

○学校が事実に関する調査を実施する場合は、「緊急対策会議」を開催し、校長のリーダーシップの元、教育委員会をはじめとする関係機関と連携し、事実関係について正確な情報の収集を行う。

○調査結果について、被害児童及び保護者に対して適切に情報を提供する。



5. 学校の取組に対する検証・見直し（「6. その他 年間計画表」も参照）

○子ども支援会議等で取組を振り返り、よりよいものにしていく。

6. その他

○年間計画表

月	子ども支援会議等	学校行事等	未然防止等の取組	保護者・地域
4	○基本計画 ○組織の確認	○入学式・始業式 ○身体測定	○学級開き	○PTA 総会（紙面） ○公開授業
5	情報共有 教員研修等	○修学旅行（6年）	○アンケート ○QU検査	
6	推進委員会・全体会 （月一回） 支援チーム 緊急対策会議	○学校保健委員会	○教育相談	○公開授業 ○PTA トイレ清掃活動
7		○野外活動（5年）		○個人懇談会 ○PTA 苗定植活動
8			○教職員研修	○ふるさとまつり
9		○身体測定		○あいさつ運動
10		○運動会	○アンケート ○教育相談	
11	○学校評価・反省	○学校保健委員会	○QU検査	○PTA 苗定植活動
12	○課題の改善	○人権週間	○人権講話	○個人懇談会
1		○身体測定	○アンケート	○公開授業 ○あいさつ運動
2				
3	○本年度のまとめ ○次年度にむけて	○6年生を送る会 ○卒業式 ○修了式	○愛校作業	○PTA トイレ清掃活動
通年		○あいさつ運動 ○ペア活動	○健康観察 ○特別の教科 道徳 ○いのちの教育 ○情報モラル教育 ○SCによる相談 ○SSWとの連携	○登下校の見守り ○日々の情報交換